

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>四の二 通所給付費等単位数表第1の11の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>六の二 通所給付費等単位数表第2の8の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。</p> <p>七・八（略）</p>	<p>一・二（略） （新設）</p> <p>三・四（略） （新設）</p> <p>五・六（略） （新設）</p> <p>七・八（略）</p>

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準
第二号の二の規定を準用する。

十・十一 (略)

十一の二 通所給付費等単位数表第3の9の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二 (略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(ロ)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(ロ) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービスを管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員

数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 嘱託医 一以上

ロ 看護師 一以上

ハ 児童指導員又は保育士 一以上

ニ 機能訓練担当職員 一以上

ホ 児童発達支援管理責任者 一以上

十・十一 (略)

(新設)

十二 (略)

(新設)

、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(二) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

十三 (略)

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2の厚生労働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を
一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六

十三 (略)

(新設)

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二〇 略

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

十六〇十八 (略)

十八の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める施設基準

第十三号の二の規定を準用する。

十八の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

十九〇二十 (略)

ハ〇ホ (略)

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

十六〇十八 (略)

(新設)

(新設)

十九〇二十 (略)